

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が「〇〇〇〇〇〇〇〇における〇〇〇〇に関する全ての記録」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について平成25年1月31日付けで行ったその存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

### 2 異議申立て及び審査の経緯

- （1）異議申立人の代理人（以下「代理人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第2項の規定に基づき、開示請求者本人（以下「児童A」という。）の法定代理人として、実施機関に対し、平成25年1月21日付けで、本件対象保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。これに対し実施機関は、本件対象保有個人情報の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなるとして条例第21条第2項の規定に基づき、平成25年1月31日付けで本件対象保有個人情報の開示をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- （2）代理人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、平成25年3月25日付けの異議申立書により、実施機関に対し、不開示部分の開示を求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- （3）当審査会は、本件異議申立てについて、平成25年4月5日付けで、実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問を受けた。
- （4）当審査会は、本件異議申立てについて、平成25年4月5日付けで、実施機関から理由説明書の提出を受けた。
- （5）当審査会は、本件異議申立てについて、平成25年6月14日付けで、代理人から意見書の提出を受けた。
- （6）当審査会は、本件異議申立てについて、平成26年10月21日、実施機関からの意見聴取を行った

### 3 代理人の主張の要旨

(省略)

### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

開示請求された保有個人情報については、当該保有個人情報の存否を答えること自体が開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれのある情報を開示することとなり、また、婦人相談・婦人保護事務又は事業の性質上、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「〇〇〇〇〇」という。）における婦人相談・婦人保護業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することとなる。このため、当該保有個人情報の存否を答えることにより、条例第17条第3号及び第7号に該当する不開示とすべき情報を開示することとなるので存否を答えることはできない。

### 5 審査会の判断

#### (1) 本件対象保有個人情報について

実施機関は、本件対象保有個人情報の存否を答えるだけで、条例第17条第3号及び第7号に該当する不開示とすべき情報を開示することとなるため存否を答えることができないとする本件処分を行っているので、存否応答拒否の該当性について、以下検討する。

#### (2) 〇〇〇〇の業務について

(省略)

#### (3) 個人情報の存否応答拒否について

条例第20条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

一般的に、実施機関は開示請求に係る保有個人情報が存在していれば開示決定又は不開示決定を行い、存在していなければ不開示決定を行うことになる。しかしながら、



以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

磯野 弥生、長田 淳、土田 伸也

#### 審査会の経過

年 月 日	内 容
平成25年 4月 8日	諮問を受ける（諮問第108号）
平成25年 4月 8日	実施機関から理由説明書を受理
平成25年 6月17日	代理人から意見書を受理
平成26年10月21日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成26年11月28日	審議
平成27年 1月20日	審議
平成27年 2月27日	答申